

「短期入所生活介護」重要事項説明書

「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

(短期入所生活介護事業所 みのりの里 共和)

事業者名 共和町
運営受託者 社会福祉法人 共和町社会福祉協議会
短期入所生活介護事業所 みのりの里 共和

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道第0172300162号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護を含む、以下同様)サービスを提供します。

事業所の概況や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

- * 当事業所へのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも可能です。
- * 事業者及び運営受託者を以下「事業者」といいます。

<目 次>

1	施設経営主体	2
2	ご利用施設(事業所)の概要	2
3	居室等の概要	3
4	職員の配置状況	3
5	当施設が提供するサービスと利用料	4
6	利用の中止・変更・追加	6
7	事故発生時の対応について	6
8	苦情の受付について	7
9	重要事項説明書付属文書	9

1 施設経営者

- (1) 経営主体 共和町
(2) 代表氏名 町長 成田 慎一
(3) 所在地 岩内郡共和町南幌似38番地2
(4) 電話番号 0135-73-2011

2 ご利用施設の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所
介護予防短期入所生活介護事業所

*当事業所は特別養護老人ホーム みのりの里 共和 に併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 みのりの里 共和
- (4) 事業所の所在地 北海道岩内郡共和町南幌似57番地13
- (5) 電話番号 0135-71-2580
- (6) 管理者氏名 施設長 寺田 翔
- (7) 開設年月日 平成15年7月1日
- (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	すべての営業日 8:30~17:30

- (9) 利用定員 ① 短期入所生活介護特養混合型 6 床
② 特別養護老人ホーム空床利用型 4 床
- (10) サービス提供地域 共和町、岩内町、泊村、神恵内村、倶知安町

3 居室等の概要

当事業所では以下の居室・共用設備をご用意しています。特養混合型および空床利用型を利用される方の居室は、個室の利用です。

居室・設備の種	室 数	備 考
特養混合型個室	6 室	ゆり 1 室・さくら 2 室・うめ 2 室・すいせん 1 室 個室・ユニット型・特養混合型 6 人
空床利用型個室	4 室	うめ 2 室・さくら 2 室 個室・ユニット型・特養空床利用型 4 人
食 堂・談 話 室	4 ルーム	ゆり・さくら・うめ・すいせんの食堂・談話室
機 能 訓 練 室	2 カ所	機能訓練室 1. 機能訓練室 2
浴 室	2 カ所	一般・車イス浴室・特殊浴室

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備等を事業者が整備したものです。

この施設・設備の利用にあたっては、ご利用者に居住費（ホテルコストの負担をさせていただくことになっております。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	配置人員	指定基準	備 考
1	施設長 (管理者)	1 名	1 名	
2	生活相談員	1 名以上	1 名	
3	看護職員	2 名以上	2 名	
4	介護職員	17 名以上	17 名	(臨時職員 7 名含む)
5	機能訓練指導員	1 名以上	1 名	
6	医 師	1 名	1 名	(嘱託医師)
7	管理栄養士	1 名	1 名	

* 短期入所生活介護事業所みよりの里共和は、特別養護老人ホームと一体としてサービス提供を行っているため、職員数はその合計で表示してあります。

(主な職員の勤務体制)

	職 種	勤 務 体 制
1	医 師	毎週月曜日 14:00～16:00
2	介 護 職 員	7:00～16:00 10:15～19:15 11:30～20:30 夜勤 20:30～翌7:30
3	看 護 職 員	7:30～16:30 9:30～18:30
4	機能訓練指導員	7:30～16:30 9:30～18:30

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の金額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(サービスの概要)

① 食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体
の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則
としています。

(食事時間)	朝食	7:45～
	昼食	12:00～
	夕食	18:00～

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助をおこな
います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る
のに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(サービス利用料金 (1日あたり))

- ① 別表1の利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)
- ② ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が介護保険の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ ご利用者に提供する食事の材料に係わる費用は別途いただきます。(別表1参照)
- ④ 介護保険からの給付額に変更が合った場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 居住費(ホテルコスト)の支払い

別表1の利用料金表によって、ご利用者は居住費をお支払いください。

居住費(ホテルコスト)とは、ユニット内で共通して使用する、建築費・物品購入費・光熱水費です。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

① 理容

月に1回(第3月曜日の前日の日曜日)、理容師の出張による理髪サービス(調髪・顔剃り)をご利用いただけます。

*利用料金:理容師に実費をお支払下さい。(実費金額3,000円)

② レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

*利用料金 材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明いたします。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）、（3）の利用料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額を計算し、請求しますので、口座振替によりお支払いください。

6 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

① 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%（もしくは20% または30%） （自己負担相当額）

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

④ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することがあります。その場合、既に行われたサービスに係わる利用料金はお支払いいただきます。

7 事故発生時の対応について

(1) 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当該事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録をします。

(3) 利用者に対する介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(4) 事故が生じた場合には、その原因を解明し、再発生を防ぐための措置を講じます。

8 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 佐々木 健了

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

共和町保健福祉課 福祉介護係	所在地 北海道岩内郡共和町南幌似38番地2 電話番号 0135-73-2011 FAX 0135-73-2288 対応時間 8:30~17:15 (月~金 ただし祝日等を除く)
北海道国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 FAX 011-233-2178 対応時間 9:00~17:00 (月~金 ただし祝日等を除く)
北海道福祉サービス 適正化委員会	所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 北海道福祉サービス適正化委員会 事務局 電話番号 011-204-6310 FAX 011-204-6311 対応時間 9:00~17:00 (月~金 ただし祝日等を除く)

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護事業所 みのりの里 共和
説明者 職 名
氏 名 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者
住 所
氏 名 印

利用者の家族等
住 所
氏 名 印

* この重要事項説明書は、厚生労働省第37号（平成11年3月31日）第125条規定に基づき、ご利用申込者又はそのご家族への重要事項説明ために作成したものです。

(重要事項説明書付属文書)

1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造り平屋建
(2) 建物の延べ床面積 4, 143.59㎡
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しております。

- 「特別養護老人ホーム」 平成15年7月1日
北海道第0172300162号指定 利用定員 50名
「地域密着型通所介護」 平成28年4月1日
「第1号通所事業」 平成30年4月1日
北海道第0172300162号指定 利用定員 18名

2 職員の配置状況

	職 種	内 容
1	介 護 職 員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の利用者に対して1名の介護職員を配置します。
2	生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
3	看 護 職 員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等もおこないます。 2名の看護職員を配置しています。
4	機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。 1名の機能訓練指導員を配置しています。
5	医 師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 嘱託医師1名を配置しています。
6	管理栄養士	ご利用者の栄養・嗜好を考慮した献立を作り、ご利用者の栄養相談を行います。 1名の管理栄養士を配置しています。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供間での流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

① 利用期間が継続して4日以上の場合、当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。



② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。



④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。（身体拘束の禁止）
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う支援を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み品の制限はあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者が自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑をおぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は敷地を含め全面禁煙となっています。よってサービス利用中の喫煙は出来ませんのでご了承下さい。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療等の指示を受けることができます。(ただし、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療等の指示を保証するもの、または、義務付けるものではありません。)

* 協力医療機関

医療機関の名所	前田診療所
所在地	共和町前田11番地
診療内容	内科・小児科・放射線科

* 協力医療機関

医療機関の名所	小沢診療所
所在地	共和町小沢126番地1
診療内容	内科・外科・小児科・心療内科

* 協力歯科機関

歯科機関の名称	共和町歯科診療所
所在地	共和町南幌似
診療内容	歯科

6 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7 サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から1か年間ですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に1か年間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が、やむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の前日までに解約届出書をご提出ください。以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの提供の利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意出来ない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定め短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが1週間以上遅延し、相当期間を定めていた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8 第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)

実施年月日

評価機関

評価結果

以 上